

第4部 画像診断

- ※ ESWL当日は術前後KUB算定可（短期滞在手術基本料3の場合は包括）
- ※ KUBの際、腎尿管と膀胱は異なる部位でそれぞれ算定可
- ※ KUBとDIPを同日に施行しても撮影方法が異なるので一連でない。
- ※ 腎盂造影撮影時の透視診断（110点）、尿管造影撮影時の透視診断、膀胱造影時の透視診断については認められない。
- ※ 内視鏡下の造影剤注入：尿管カテーテル法（両側） D318に掲げる尿管カテーテル法（ファイバースコープによるもの）の所定点数（1,200点）
- ※ E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）：前立腺癌の骨転移検出のために全身MRIを行ったときに全身MRI撮影加算として、600点の加算が認められている。